

リモート留学の単位互換認定について

【現 状】

○単位互換認定：短期語学研修 4 単位（2 年次春学期）

【根拠規程】

- ・「青森公立大学経営経済学部履修規程」別表第 1（2 条関係）
- ・「青森公立大学経営経済学部学生の留学に関する規程」第 12 条～第 14 条

○対象事業：ニュージーランド短期語学研修（3 週間）

【2021 年度以降】

○単位互換認定：短期語学研修 4 単位（2 年次春学期） ⇒変更なし

○対象事業：① ニュージーランド短期語学研修（3 週間）

② リモート留学（ワイカト大学）（3 週間）

③ リモート留学（スターリング大学）（3 週間）

※「リモート留学」及び「ニュージーランド短期語学研修」を両方履修した場合においても短期語学研修 4 単位を限度として、単位互換認定を行うこととする。

単位互換認定に関する学修時間比較表

	ニュージーランド 短期語学研修 【2019年度】	リモート留学 (ワイカト大学)	リモート留学 (スターリング大学)
単位数	4単位		
期間	8/2~8/24 (3週間)	8/9~9/17の中で3週間	8/9~8/27 (3週間)
学修時間	64時間	82.5時間	90時間
	● 「5.5時間」 × 5日 (1週間) × 3週 (1日当たりの時間) ・ オンライン (LIVE) 2.5時間 ・ HomeWork 3.0時間	● 「6.0時間」 × 5日 (1週間) × 3週 (1日当たりの時間) ・ オンライン (LIVE) 1.5時間 ・ オンライン (録画) 1.5時間 ・ HomeWork 3.0時間	

別表第1 (第2条関係)

経営学科

授業科目の名称		授業を行 う年次	単位数			備 考
			必修	選必	選択	
基 礎	学習導入演習	1年春	2			2単位必修
	健康とスポーツⅠ	1年春			1	
	健康とスポーツⅡ	1年秋			1	
英 語	Business English A	1年春	2			8単位必修
	Business English B	1年春	2			
	Advanced Business English A	1年秋	2			
	Advanced Business English B	1年秋	2			
	English Presentation Ⅰ	2年春		2		4単位以上選択必修
	Public Speaking Ⅰ	2年春		2		
	Writing as a Social Act Ⅰ	2年春		2		
	Essay Writing Ⅰ	2年春		2		
	Active Reading Business Genres Ⅰ	2年春		2		
	English Grammar and Usage Ⅰ	2年春		2		
	Intercultural Reading	2年春		2		
	Understanding Business Meeting	2年春		2		
	English Presentation Ⅱ	2年秋		2		
	Public Speaking Ⅱ	2年秋		2		
	Writing as a Social Act Ⅱ	2年秋		2		
	Essay Writing Ⅱ	2年秋		2		
Active Reading Business Genres Ⅱ	2年秋		2			
English Grammar and Usage Ⅱ	2年秋		2			
研 修	短期語学研修	2年春			4	
	長期語学研修	2年秋			10	
第2外国語	ロシア語入門	1年秋			4	
	韓国語入門	1年秋			4	
	中国語入門	1年秋			4	
	ロシア語会話	2年春			2	
	韓国語会話	2年春			2	
	中国語会話	2年春			2	
コミュニケーション スタディーズ	対人コミュニケーション	1年春	2			2単位必修
	プレゼンテーション	2年春・秋			2	
情 報	情報リテラシーⅠ	1年春	2			2単位必修
	情報リテラシーⅡ	1年秋			2	
	情報と経済社会	2年秋			2	
演 習	ACB演習	3年春秋			4	

青森公立大学経営経済学部学生の留学に関する規程

平成21年4月1日
規程第116号

改正 平成23年 3月規程第19号
改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「学則」という。）第30条の規定に基づき、留学について必要な事項を定めるものとする。

(留学を認める外国の大学)

第2条 本学が留学を認める外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）は、当該国の学校制度により設置された大学で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学との間で、学生交流に関する協定が締結されているもの
- (2) 本学との間で、学生の相互交流に関し申合せ等の合意文書があるもの
- (3) 本学学生の受入れを了解する旨の文書による意思表示のあるもの

(留学の種類)

第3条 留学の種類は、レギュラー留学及び短期語学研修とする。

(留学を認める学生)

第4条 留学を認める学生は、本学に在学する学業成績が良好な者とする。

(留学の願い出)

第5条 留学を希望する学生は、留学申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて学長に願い出るものとする。

- (1) 語学能力を証明する書類
- (2) 健康診断書
(審査及び許可)

第6条 前条の規定により願出があったときは、その留学の可否について、国際交流委員会で審査する。

2 留学は、前項の審査の結果に基づき、学長が許可する。

(試験等)

第7条 学長が必要と認めるときは、留学を願い出た学生について、面接及び学力試験等を行う。

(留学の辞退)

第8条 第6条第2項の規定により留学の許可を受けた学生（以下「留学生」という。）は、当該留学を辞退することができない。ただし、真にやむを得ない事情があること

認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による留学の辞退を希望する留学生は、その事情を明らかにした書面により、学長に願い出なければならない。

3 第6条の規定は、前項の規定による願出があったときについて準用する。この場合において、同条中「留学」とあるのは、「留学の辞退」と読み替えるものとする。
(留学期間)

第9条 留学を認める期間は1年以内とし、この期間を修業年限及び在学期間に算入する。

(留学に係る経費)

第10条 留学に係る経費の一部は、本学が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、留学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が生じた時まで必要とした留学に係る経費の全部を当該留学生が負担するものとする。

(1) 第8条第3項において準用する第6条第2項の規定により留学の辞退が許可された場合

(2) 所定の遵守事項に対する重大な違反その他の留学生としてふさわしくない重大な非遵行を行った場合

(3) やむを得ない事由のため留学の実施が中止されたことにより、留学できなくなった場合（本学の責めに帰する理由による場合を除く。）

(報告義務)

第11条 留学生は、留学中及び留学終了後、大学が指定した日に、留学報告書（様式第2号）に必要な書類を添えて、国際交流委員会に提出しなければならない。

(単位互換の申請)

第12条 学則第20条第2項の規定により、留学により修得した単位を本学で修得したものとみなすことについての認定を受けようとする留学生は、留学期間終了後1か月以内に、単位互換認定申請書（様式第3号）に、留学先の大学が発行した学業成績証明書等の写しを添えて学部長に申請しなければならない。

(認定基準)

第13条 申請された履修科目及び履修科目の単位数の認定は、次の基準により行う。

(1) 認定する科目は、留学先の大学等において履修し、かつ、修得した授業科目を本学の授業科目編成の分類に基づいて決定する。

(2) 留学先の履修科目に係る本学の修得単位数への変換については、別に定める基準により行う。ただし、変換単位数の合計は60単位を超えることはできない。

(3) 留学先の履修科目及び履修単位数については、本学のGPAには算入しない。
(単位互換の認定)

第14条 第12条に規定する申請があったときは、前条の認定基準により、学務運

単位互換認定申請書

年 月 日

青森公立大学経営経済学部長 様

青森公立大学経営経済学部学生の留学に関する規程第12条の規定に基づき、下記のとおり、単位互換の認定を申請いたします。

記

氏名 _____ (英語表記) _____	学籍番号
留学先大学	留学期間 年 月 日 ~ 年 月 日

修得科目一覧表

履修科目名 (英語表記)	留学の種類	履修時間合計 (コマ数ではなく hourで)	成績	単位数
1.		時間		
2.		時間		
3.		時間		
4.		時間		
5.		時間		
6.		時間		
7.		時間		
8.		時間		
9.		時間		
10.		時間		